

平成24年12月臨時教育委員会会議録

日 時	平成24年12月7日（金） 午後1時00分～2時30分
場 所	秦野市役所西庁舎3階会議室
出席委員	委員長 望月 國男 委員長職務代理者 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 内田 晴久 教育長 内田 賢司
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長 水野 和成 生涯学習課長 横溝 昭次 教育部参事 大津 道雄 教育総務課課長補佐(庶務担当) 入野 義郎 教育総務課長 山口 均 教育総務課庶務班主事補 川崎 倫明
傍聴者	0名
会議次第	<p><b>12月臨時教育委員会会議</b></p> <p>日 時 平成24年12月7日（金） 午後1時00分 場 所 秦野市役所西庁舎3階会議室</p> <p>次 第</p> <p>1 開 会 2 教育長報告及び提案 （1）子どもの事件・事故等について 3 協議事項 （1）文化財保護委員会からの意見具申について 4 閉 会</p>
会議資料	別紙のとおり

望月委員長

ただいまから12月の臨時教育委員会会議を開催いたします。

望月委員長

生涯学習課長

お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

まず、教育長報告ですが、「子どもの事件・事故等について」は、個人情報が含まれているので、秘密会での報告としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

よって、(1)については、秘密会での報告といたします。

それでは、協議事項(1)「文化財保護委員会からの意見具申について」の説明をお願いいたします。

それでは、文化財保護委員会からの震生湖に関する指定にかかわります意見具申について説明させていただきます。

関東大震災によってできました震生湖は、秦野市の観光地の位置づけであることから、市長部局との調整を進めてまいりました。ここで天然記念物指定の申請について一定の考えがまとまりましたので、急遽お集まりいただきました。今後、この件については、課題もたくさんあるということがございますので、よろしく願いしたいと思います。

今回、震生湖の天然記念物の指定に係る概要についてでございますが、大正12年の大正関東地震により誕生した震生湖を国の天然記念物に指定して、今ある姿を後世に伝える必要があるということがございます。

天然記念物については、動物・植物及び地質鉱物で、我が国にとって学術上価値の高いものという形で規定されております。天然記念物として指定するに当たっては、市町村の教育委員会は区域内の文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣、または文化庁長官に対して意見を具申することができるという規定になってございますので、今回上げさせていただいてございます。

震生湖は現在ございます南斜面が200メートルにわたって崩壊をいたしました。それに伴い、沢がせきとめられ、湖となりました。これについて文化財保護委員会において、震生湖について、「地震断層等の地塊運動に関する現象」を有する学術上貴重な文化財として評価をされ、意見具申がされたということがございます。

この中で、資料の中に地図があると思います。今回、指定をしていきたいという部分については、茶色の部分です。ここが土砂の崩落した跡でございます。それから、2点目といたしまして緑色、ここが沢をせきとめたところでございます。3つ目が、薄い水色ですが、実際には湖面になっている部分です。それから、黄色の部分が大震災で行方不明になった2人の少女の供養塔のある所

望月委員長

在地でございます。この4カ所を今回指定していきたいと考えてございます。

これについてご意見等あればいただきたいと考えております。よろしくお願いいいたします。

教育長

ありがとうございました。それでは、ただいま提案の件について、天然記念物に係る意見具申ですが、何か質問、ご意見等があればお願いします。

突然、お出しする形になってしまったのですが、東日本大震災を契機に震災のこういう部分について調べたところ、関東大震災によって出来た震生湖があることがわかり、文化庁と市で現地を見たところ、これは国の天然記念物の指定にしたほうが良いというお話があって、非公式の中でこの場所についてはさまざまな条件、隣の中井町にも地主がおられますし、抜け落ちたりしているところもあるので、これは必ず今後いろんな課題となる問題が出てくるから、全ての地主を調べて、文化庁も、部分的にやっても大丈夫というお話があるということなので、そういう動きで準備を進めることといたしました。

共有地ですので大勢の名義でなっています。その承諾を取る作業がどこまでできるかも問題があります。ただ、今のところはそういう方向に進めなさいということなので、最終的にその申請ができるのかどうかという部分については、その結果次第です。手続上、文化財保護委員会、教育委員会等との協議までは手続上やっておかねばなりませんから、こういう形でお話をしている状況です。

内田委員

地主が追跡できなくて、承諾を得られない場合はどうされるのですか。

生涯学習課長  
教育長

その段階で国にご相談申し上げる形になると思います。

宗団法人の土地もありますので、努力はするのですが、そういう背景があることだけはお承知おきいただきたいと思います。

内田委員

あと、天然記念物として指定するという意義はわかるのですが、天然記念物の指定を受けると、補助金等があったりするのでしょうか。また、ここの管理はどうされるのですか。

教育部長

制約が出てきます。制約は、指定した範囲で保存に影響を及ぼすことができなくなります。現状を変更するときには、国の許可をいただく流れになります。

メリットになりますと、さまざまな補助制度がつきます。例えば、保存・活用するための施設や整備の経費については補助金が支給されます。

内田委員

その土地を合意で了解を得る形になっていますが、買う場合には、国はその事業費の80パーセントを補助してくれることとなりますので、震生湖を整備するときにはその辺が経済的には有利になるということになります。

まず、私の頭の中を整理しなければいけないのですが、以前行ったときは、緑のすごく濁った状態で、ブラックバスがいて、釣り堀状態になっています。結局、釣り人がまく餌で富栄養化していて、アオコが圧倒的に多く、下はかなり酸欠状態です。

うちの大学でも、水質調査で、定点で以前はかっていたこともあったのですが、天然記念物に指定されるようにしていく、これは地震の地殻変動の教材として本当にいいところだと思うのですが、例えば釣りを禁止するというのをせざるを得なくなるという影響がどういうふうになるのかなと思うのです。

教育部長

基本的には現状のままです。それを後世に残していくことが基本的なスタンスです。これは地質の関係の天然記念物ですから、その地形を残していかななくてはいけないので、観光的な施設については国も補助を出しますという形になっています。

望月委員長

地権者がこんな大勢いることを初めて知ったのですが、明らかにあれは市のものだと思っていました。例えば、いろいろあそこにつくられているではないですか。

教育長

御嶽神社は宗教法人が持っています。氏子さんたちが管理しています。

望月委員長

それから、お店屋さんがありますね。

生涯学習課長

そうですね。

教育部長

今は震生湖全体が指定ではなく、湖、供養塔、堰止地、そこについて指定を考えています。

教育長

ゴルフの練習場は外れているのでしょうか。

生涯学習課長

外れています。震生湖と言うと全体を思われるかもしれませんが、そういうところは外してあります。ですから、変則な形で指定を検討しています。

教育部長

実際に地質が地震でどう変わったかというところだけを抽出して指定を受けるといった形を考えています。

内田委員

大学の理科の教員免許の地学の実習があつて、よく断層を見に行くのですが、最近なくなってきたのです。石積みやブロックができてしまったり、見えなくなってしまうのです。こういうところはそういう実習の場としても結構いいのではないかなというふうに思います。

高橋委員

天然記念物に今指定されているもので、民有地というのは結構

あるのですか。

教育部長 ほとんど買い上げています。同じ関東大震災で茅ヶ崎のほうで海岸とかがあって。結局、買い上げています。

望月委員長 ほかにどうですか。

では、特段ここで採決をとる、とらないということは別にして、ここだけ言っておきたいというのがありましたら言っていただけますか。この件についてこれだけは意見として述べておきたいというのがありましたら。

教育長 もし、後で見ていただいて疑問点が生じたら、お聞きいただければ、お答えをします。

望月委員長 では、進めてもらうということでいいですね。

それで、何かこれからまたいろいろと疑問点等があれば、生涯学習課長のほうに問い合わせいただくということで、では、一応この件についてはこれで終わらせていただきます。

その他に何かありますか。

教育総務課長 お手元に資料を配ってございますが、「学校建設公社の公益法人制度改革への対応について」説明させていただきます。学校建設公社は昭和48年12月に人口が急増した際に、学校施設が不足したため、市にかわり先行整備するために設立した公社です。

その後、学校建設が一段落した後は、学校の改修、主に市にかわり、市から受託を受ける形で改修事業を行い、毎年3億円から3億5,000万円ぐらいの事業を行っています。資金は民間の金融機関からの借入金で実施します。返済は、市から負担金を得て、返していく形です。

資料に書いてあるように、公益法人制度改革により、平成20年12月に、今までの財団法人、社団法人は民法の規定の中で法人格を主務の官庁、学校建設公社は文部科学省になりますが、そういう官庁から許可をいただいて設立をしていたわけですが、許可制度を変えて、公益財団法人と一般の財団法人とで色分けをする制度改革が平成20年にございました。それを5年間の猶予期間がございまして、平成25年11月までに新制度に対応した法人格を取得してくださいということになってございます。

公益財団法人、一般財団法人、あと解散という道がありますが、そういう部分を検討した中で、普通に考えれば公益法人に移行することが一般的ですが、県に確認に行ったところ、この公益法人改革自体が、第三セクターという財団法人が市の会計上に出てこない負債をたくさんしていることを改善することがこの法律の改正のきっかけです。資料に書いていますように、専従職員、自主

運営等を担保しないと移行が認定できないという回答です。秦野市の学校建設公社は移行できるかを確認させていただいたのですが、難しいということになりました。

2番目に一般財団法人に移行して改修事業をする選択肢ですが、法人債務が約12億7,000万円と大きな債務があるため、税務署に確認しましたら、一般財団法人になった場合には、その改修事業の工事費に対して課税がされることから、一般財団法人で改修事業を行っていくのは難しいということになりました。

一番下の解散についても、約12億円の債務があるため、全額返済することは、市の財政上大変厳しいです。そのため、一般財団法人に移行して、債務だけを返済する法人に移行していくことを11月13日に開催しました政策会議で政策決定をさせていただいてございます。

一つ問題になるのは、平成25年度以降、今まで3億円から3億5,000万円の改修事業を公社が行っていましたが、一般会計の中で改修工事費を予算化して実施をしていくこととなります。次回の12月定例教育委員会では、来年度予算の概要を説明して協議していただくのですが、その中に幼・小・中の改修工事を一般会計予算に載せさせていただく形になります。

それでは何も余り変わらないということになるわけですが、今までは3億円から3億5,000万円を枠として予算が確保されている部分がありました。これからは、1件ずつ、1件査定といいまして、1つの工事についてそれがいいのか悪いのかと査定をされますので、今までより財政的な査定が細かくなります。

そういうことで、今まで以上に計画性を持って5年間なりの改修計画をつくり、特に施設の安全性や長寿命化という視点を優先的に計画をつくった中で予算づけをしていこうと考えています。

また、それほど規模の大きくない改修工事も公社の中でやっていました。大きな工事をやって、その余った部分でやっていくことも今までできたのですが、これからは基本的に1つの工事が1,000万円で積算しましたが、結果として100万円安く工事ができました。この残りました100万円は、ほかの事業に使うことは基本的にできません。積算外という言い方をするのですが、そういうことが市の会計のルール上でできていますので、そういう部分に緊急的に対応しなければいけない部分で、予算のときにご説明をさせていただきますが、来年度はそういうことを見越して改修工事費を、今までの額から大幅に上げて、大きい工事と、場所は特定しない改修工事費の予算、その二本立てで公社のメリッ

トを担保していこうということで考えてございます。

平成24年度は公社においては改修工事をやっておりますので、その工事が全て終わった時点で一般財団法人に移行する予定をしております。学校の改修事業の予算立ての仕方が変わるということでご承知おきをいただきたいというようなことで、ご報告いたしました。

どういふことかといいますと、昭和48年にできたときに、学校はどんどんつくらなければ、校舎が足りない状況でした。そのために市が借金をしてやりますと、さまざまな手続を踏まなければならないわけです。そのため、学校建設公社をつくり、そこに市が金を出して、金融機関から金を借りて、そこで事業を行いました。その後、学校はほぼ充足をしました。そのため、他市町村はほとんど解散しました。県内では秦野市以外に3、4カ所しか残っていません。学校改修公社のような形で秦野では残っているわけです。

それによって非常にメリットがあったのは、突発に何か起きたとき、例えば小学校で陥没したときは、ここにある金をそっちへ回すことができました。非常に柔軟性がありましたが、公社は隠れ借金ができると言われてたわけです。議会に報告はしていますが、実際には市役所の数字とは別に借金しています。

選択肢が4つありますが目指すは公益財団法人で残したいと考えておりました。なぜならば、有用性が非常にあるため、残したいと思っておりましたが、基準と照らし合わせると公益法人には移行できないことがわかりました。また、一般社団・財団法人で残すと税金がかかるため、解散せざるを得ないこととなります。

次に、一般会計で予算化することは、事務手続きが増大する問題が出てきます。全て決められた中で処理しなくてはいけないのです。例えば、100万円残ったら、今度の場合には積算外執行といいまして、もともと積算したものは執行できるのですが、積算してないものは、全部手続を踏まなければならないため、突発的な対応が難しいのです。

では、残さないという選択をするとき何をするかというと、銀行に10年間で借金を返していますので、24年度に借りると10年間分で分割返済していくわけです。その10年間で借金がなくなるまで解散できないのです。一般財団法人で、債務処理だけを残した法人に衣がえをして、10年間で借金だけを返します。

一回で返せばいいと思うのですが、約12億円も市からもらわなくてはいけなくなります。財政負担が1度に大きく増えること

望月委員長  
内田委員

から、それを10年間で返していきます。また、銀行の融資担当から一括返済の場合は、100分の2の違約金が必要だと言っています。

何か質問ありますか。

市から公社に対しては、運営費みたいな形で金が出ていたのですか。

教育総務課長

そうです。主なものは工事費です。事業費が3億円から3億5,000万円ぐらいの事業費を短期融資してくれています。年度末に金融機関から借りて市に返済します。事務費として年間約70万円もらいます。市の職員が公社という形の中でやっていくことで、今回の公益法人改革の中で、そういう財団法人は解散させることを意図としている法人改革のところと合致してしまいました。

教育長

職員が2つの身分を持っているということです。公社の職員であり、市の職員でもある。私は公社の理事長です。そういう身分を持っていて、ピークで4億円市から支出してもらったのです。それが3億5,000万円、今年は3億円です。

内田委員

債務処理をしていく上では、原資のお金は市から法人のほうに流れて、そこから銀行に行くということですが、市から直接銀行への返済というのはいけないのですか。

教育長

契約者が異なるためできません。

望月委員長

学校建設公社という名称はそのまま生きるのでしょうか。

教育長

一般財団法人学校建設公社になると思います。

飯田委員

来年度から、校舎などで何か突発的な修理ができた場合は、一般会計の改修工事費から出すという形ですか。

教育総務課長

そうです。小規模な修繕箇所などに対応のため、場所は特定しない枠で数千万修繕費を確保したいと考えています。

教育長

想定できる金額を別枠で取っておこうとするものです。しかし、財政がどこまで認めるかわかりません。

望月委員長

では、この件はこれで終了します。

それでは、ただいまから秘密会といたしますので、関係者以外の退席をお願いいたします。

—関係者以外退席—

[削除]

望月委員長

では、以上をもちまして、臨時教育委員会を終わります。